

## 第1号議案

### 「平成30年度函南町いじめ防止等に向けた取り組み」報告に関する件

#### 【第1号議案について】

#### ○提案の趣旨

平成30年度の「函南町いじめ防止等に向けた取り組み」については、平成25年9月に、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため施行された「いじめ防止対策推進法」、また、同法に基づいて、10月11日に国が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」、並びに、その方針を受け関係諸機関との連携のもと策定された「静岡県いじめの防止のための基本的な方針」、これらを基にして平成26年6月に策定された「函南町いじめ防止等のための基本的な方針」をベースに置き、さらに、平成29年度の静岡県、函南町の「いじめの実態分析」をこの内容に加えて、「平成30年度のいじめ防止等に向けた取り組み」を提起し、全校種一丸となり取り組んできた

「いじめをなくしたい」ということは、子ども、保護者、教職員、地域住民等、全ての人々の願いである。いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが最も重要である。

これらのことを踏まえ、平成30年度の函南町いじめ防止等に向けた「具体的な取り組み」について、1年間推進してきたので、第1回会合での提起内容を基に、以下のとおり報告し、全委員の協議を願うものである。

#### ○いじめ防止等に向けた具体的な取り組み

##### (1) 改正された「いじめの定義」を、全校・全教職員で再度確認をした。

**【抜粋】** いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下の通り定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察へ通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることも重要とする。）

昨年度まで、資料「いじめの定義の変遷を知る」の内容を教職員全員で認識し対応してきた。その結果、「平成29年度・県、函南町の実態」にも見られるよう、函南町でも「認知件数」が増加し、いじめの早期発見、早期対応が実践できてきた。

平成30年度も、全教職員並びに様々な段階で、「いじめの定義」を再確認し、更に充実した対応の継続がなされていた。

## (2)いじめの未然防止に向けた取り組みを各段階で連携し実践した。

### **【学校・家庭・地域それぞれが連携して、子ども自身の自立を目指した】**

**【学校での活動】** 子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方の違いを認め合うなど安心して自分を表現できる集団作りに努めた。学級活動・道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、問題を自ら解決していくような集団に育てることに努めた。

**【家庭との連携】** 子どもとの「かかわり」や「対話」を大切にし、子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切である。学校はこのことを様々な「たより」等を使って意識啓発していくことに努めた。

**【地域との連携】** 地域は、決まりを守ろうとする意識(規範意識)や互いを尊重する感覚(人権感覚)を育てる場として有効な実践の場である。そのため、学校 PTA や様々な地域住民組織と連携し、子どもを温かく、時には厳しく見守る姿勢を共有していくことに努めた。

平成26年6月に函南町教育委員会で制定した「函南町いじめ防止等のための基本的な方針」の「第1…いじめの防止等の基本的な考え方」に表記されている「(1)いじめの未然防止」について、再確認し、学校・家庭・地域が連携して実践していくことに努めた。「いじめの未然防止」に向け、学校が中心となり、家庭、及び地域との連携をも密にし、子ども自身の真の自立を目指していくに努めた。

## (3)いじめの「早期発見」、「早期対応」に向けた取り組みを実践した。

### **【いじめの早期発見…いじめは、どの子にも起こりうることを再認識した】**

**【いじめの早期発見には…サインを見逃さない…】** いじめは、どこでも、誰にでも起こりうるとの認識のもと、いじめの早期発見に向け、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもを見守り続けていくことに努めた。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子からも出ている。「深刻な事態にならない」よう、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりに「いじめの早期発見」に全力であたってきた。

**【いじめの早期発見には…学校で…】** いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、訴えに応じて即座に、いじめの有無を確認してきた。(日頃から定期的なアンケート調査の実施、定期的な個別面談の実施等積極的に、早期発見に努めてきた。)

**【いじめの早期発見には…家庭で…】** 日頃の言葉のやりとりや子どもの態度から、子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることを、学校と連携し実践していくよう促してきた。(学校で、定期的に保護者からのいじめ等に関する意見や心配等を聴取する場作りに努めてきた)

**【いじめの早期発見には…地域で…】** いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応してきた。(学校で「学校だより」等を活用し、連携の呼びかけをするよう努めた)

#### (4)いじめが「深刻な事態」にならないよう関係機関との連携に努めた。

##### **【いじめの問題の解決に向けて状況が変わらなかった場合、関係機関との連携に努めた】**

**【速やかに対応を】**いじめが発見された場合は、深刻な事態にならないよう、学校・家庭・地域等が状況に応じて「連携」し、速やかに協力して対応した。「いじめられた子どもへの支援」、「いじめた子どもや周りの子どもへの指導」等、状況を十分に把握した上で、「具体的な取組」を確認し、組織全体で即座に対応するよう努めた。内容に応じて、関係機関等との連携、専門家との繋がりも重視し、「学校と警察や児童相談所等の関係機関との日頃からの連絡を密にした「情報共有体制の構築」に努めたり、医療機関等の専門機関と連携した「教育相談」等、必要に応じ実施したり、学校以外の「相談窓口」について子どもや保護者等への周知に努めた。

平成26年6月に函南町教育委員会で制定した「函南町いじめ防止等のための基本的な方針」の「第1…いじめの防止等の基本的な考え方」に表記されている「(2)いじめの早期発見・早期対応」について、また、「(3)関係機関との連携」について再確認し、平成30年度も実践してきた。

「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見・早期対応」また、「組織的な対応」における「関係機関との連携」も重要となり、学校が中心となって、家庭、及び地域との連携を密にし、「いじめ防止等の基本的な考え方・具体的な実践」を、子どもの成長にかかわる全ての人々が理解し、行動に移していけるよう努めてきた。

また、既に配布済みの平成26年6月に函南町教育委員会で制定した「函南町いじめ防止等のための基本的な方針」における「第2 いじめの防止等のための対策の内容」について、その趣旨を確実に継続させ、充実した実践に努めてきた。

総括すれば、各学校においては、実情に応じて、より実効性のある「いじめ防止等のための取り組み」が実践され、また、学校・家庭・地域がそれぞれに連携を密にし、充実した情報共有体制の構築等が機能し、いじめの未然防止に互いに寄与できたといえる。

結果として、小学校、中学校ともに、「重大事態」にあたる事案の報告がなかったことは、今年度の大きな成果と言える。

#### (5)次年度へ向けた課題として

今年度「重大事態」が発生しなかった大きな要因は、前述の(2)いじめの未然防止に向けた取り組みを各段階で連携し実践したこと(学校・家庭・地域それぞれが連携して、子ども自身の自立を目指したこと)、並びに、(3)いじめの「早期発見」、「早期対応」に向けた取り組みを実践したこと(いじめの早期発見については、いじめは、どの子にも起こりうることを再認識したこと)の2項目への取り組みが充実していたからと言える。

従って、次年度の課題としては、この(2)、(3)の取り組みをさらに充実させていき、特に、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、訴えに応じて即座に「いじめの有無を確認」する、また、日頃から定期的なアンケート調査、個別面談の実施等積極的に行い、今年度以上に、早期発見に向けて努めていくことを課題としたい。